

〈論 文〉

後藤新平と植民地統治初期台湾の新聞について

李 佩 蓉

はじめに

近代、日本人による植民地新聞の歴史を遡れば、朝鮮の『朝鮮新報』（釜山、1881年創刊）に始まる。その後、朝鮮半島では、日本外務省の保護を受けて『漢城新報』（ソウル、1895年創刊）がつくられ当地朝鮮人読者を対象に新聞活動が行われた。

現代の新聞紙は、資本主義の経済組織下に経営される営利事業である。それと異なる「植民地の新聞」^①の特別な存在であった。「植民地の新聞」は、他民族、すなわち現地の読者を意識してつくられ、植民地という「異国の地に住む人々」を対象にし、経営規模も小さく、現地共同体に密着していたという特徴をもつ（李相哲 2009：5）。

台湾における日本人の新聞進出は日本が領台後の翌年であった。統治初期において台湾総督は内乱鎮圧の軍事活動を政策の中心としたが、植民地政策を推し進めるためには、新聞の発行は欠かすことができないものであった。このような背景下、植民地統治初期の台湾において新聞活動が現れた。しかし、児玉・後藤二人が総督と民政長官を着任すると、台湾新聞界は更に大きな変化が訪れた。彼らは、植民地の台湾においては「言論統制」の必要があると考えていた。そこで、現存の新聞を買収し、「御用新聞」をつくり、植民地向けのメディア規制を厳しく加えた。このように、台湾の輿論をコントロールするようになった。特に民政長官の後藤新平は、総督の児玉源太郎以上に台湾新聞界においては非常に重要な地位を占める。

そこで本研究では、植民地統治初期台湾における新聞の刊行と当時の民政長官後藤新平との関係

を解明しようとする。まず1898年3月、児玉源太郎が第四代総督に就任し、民政長官としての後藤新平が就任してからの児玉・後藤政治について触れる。後藤は独自の「生物学的植民地論」^②を用い、台湾経営に活用した。それは領台初期の武力行使と異なり、日本の社会慣習、法律制度を台湾のそれに適応するよう工夫を加えた後藤の政治理念でもあった。

次に、後藤は総督府政策を正確的に宣伝するため、言論機関の統一の重要性を認識し、『台湾新報』（1896-1898）と『台湾日報』（1897-1898）を合併させた。そして総督府政策を代弁する機関紙『台湾日日新報』（1898-1944）を創刊し、1903年に、当時の『中部毎日新聞』（1901-1944）と『台南新報』（1899-1944）も買収し、台湾日日新報社の傘下新聞に置いた。このように、後藤が民政長官に就任した後の台湾植民地統治初期の日刊新聞はすべて台湾日日新報系、すなわち「台日系」に独占されるようになった。最後に、台湾総督府民政長官の後藤新平の植民地新聞作りについて、どのような新聞政策を以て、どのような輿論操作を行ったかについても言及する。

1. 先行研究について

本研究では植民地台湾の新聞歴史、後藤新平の植民地新聞作りに関する先行研究を検討していく。まず、日本統治時代の新聞に関する研究はわずかしは見られないのが現状である。特に、新聞の歴史だけに焦点をあてた論述は少ない。ここでは、植民地新聞の歴史を主とした著作について2本を取り上げる。①石原幸作の『台湾日日新報三十年史』（台湾日日新報社、1928年）は、単一新聞事業体の生成、または同時期の新聞環境を論じ

た代表的な論考である。この文献は、植民地台湾の新聞歴史研究にとっては研究価値が高く、貴重な資料と言える。次は②李承機の博士論文「台湾近代メディア史研究序説－植民地とメディア－」である。李が植民時期における台湾島内発行の新聞および雑誌の各年度配付部数を調査し、台湾近代メディア史の時期を区分している。李によれば、第一時期は台湾人が従属的に新聞作りに参入する草創・胎動期（1896-1919年）である。本研究が対象としている研究期間と重なる。当時の台湾における新聞・雑誌は日本から移植され、総督府が御用新聞として『台湾日日新報』を作り扶植しながら、最後は植民地メディア政策全般に厳しい統制を行った。李（2004）の解釈は、この時期、ジャーナリズムという言葉にふさわしい台湾人のメディアは存在せず、総督府を代弁する性格をもつ「御用紙」と在台日本人による民営メディアが輿論の主体となっていた。

次に、現存の後藤新平に関する研究は、藤原書店が刊行した①『後藤新平の全仕事』、②『時代の先覚者・後藤新平 1857-1929』、③『〈決定版〉正伝 後藤新平』が代表的である。これらの研究結果は後藤という人物の像を明らかにし、後藤がこの世に残した事績を詳細に評価している。本研究では、先行研究の対象として、この三つの著作を参考にしながら、関連文献を検討している。

ただし、この三つの著作は、後藤新平と台湾との関係についての記述は一部に過ぎず、主に植民地台湾の経営功績を検討していた。他の後藤新平に関する論文・著作の多くは専ら後藤の台湾経営に関するものである。例えば、台湾の旧慣制度を科学的に調査し、その社会民情に應ずるよう政治をした「阿片漸禁政策⁽³⁾」、「効率的な住民組織－保甲制度⁽⁴⁾」、「社会間接資本の建設⁽⁵⁾」などの研究が上げられる。

本研究では、現在まだ明らかにしていない植民地メディア政策を制定した中心人物の民政長官後藤新平と新聞とのかかわりに着目し、後藤の影響下の植民地台湾の新聞の初期の状況を解明する。

2. 後藤新平と初期の台湾統治について

2.1 後藤の経歴

後藤は、1857年に陸中国胆沢郡塩釜村（現在の岩手県水沢市）吉小路出身である。留守家家臣、後藤実崇の長男として生まれた。18歳で須賀川医学校に入学した。76年愛知県病院の医者になり、81年愛知医学校長兼病院長となった。82年、愛知県医学校での実績を認められ、長与衛生局長より衛生局に採用された。88年、後藤の思想的基幹をなす『国家衛生原理』を著作し、出版した。90年在官のまま、ドイツに留学し、衛生制度学を中心に、細菌学、さらに自治衛生、市町村の自治と衛生との関係を研究した。92年帰国し、衛生局長として内務省に務めた。93年相馬事件に関わり、一度衛生局をやめて、その後日清戦争帰還兵の検疫に実力を発揮し、再び衛生局長に復職した。

1898年1月、後藤は、救済衛生制度の件を伊藤博文首相に建言することを契機に、伊藤は後藤に台湾民政長官に就任することを勧めた。同年児玉源太郎が台湾総督を引き受けると、後藤は台湾総督府民政長官となり、3月20日に日本初の植民地の台湾に向かった。以降の8年間、後藤は、「生物学的原則」に基づいて、現地の旧慣を尊重し、科学的な近代化を促進するという台湾経営を行った。

1906年、児玉の遺志を引き続いて満鉄初代総裁に就任し、大連を拠点に満鉄経営でも活躍した。1908年、第二、三次桂内閣が成立すると、逓信大臣、鉄道院総裁と拓殖局副総裁を兼ねた。16年寺内内閣の内相、18年外相に転じ、シベリア出兵を積極的に主張した。20年東京市長となり、道路計画という都市建設を力に入れた。東京市長の任期の中に、日ソ国交回復に尽くした。1923年関東大震災発生後、後藤は、第二次山本内閣の内相として帝都復興総裁になり、復興計画を立案した。

政界を引退したあと、東京放送局の初代総裁として活躍した。政治現場から離れた後藤は、普通選挙の導入を受け、「政治の倫理化」を訴え、全国をまわり遊説した。1929年、岡山の講演に向



図1 後藤新平



図2 後藤新平（左）と児玉源太郎（右）

かう途中、三度目の脳溢血を発作、京都で永眠した。

2.2 後藤の台湾民政長官時代—児玉・後藤政治

後藤新平の台湾民政長官の時代は、1898年3月から1906年11月まで8年間以上もあった。そして、その期間は、ほぼ児玉源太郎の台湾総督時代でもあった。実際、彼らが出会ったのは、日清戦争後の帰還兵の検疫事業であった。実は、後藤の台湾民政長官就任は、伊藤博文や桂太郎の推薦によって、児玉総督を台湾総督に任命する前に内

定していたようである。だが、児玉にとって台湾統治という創業に対して「生物学の原則」に基づく統治しようとする後藤の態度は当時の児玉が求めるものでもあっただろう。その後、児玉が台湾総督、後藤が台湾民政長官となり、日本初植民地の台湾に向かった。しかし、後藤の能力を見抜いていた児玉は、日露戦争時期には満州軍総司令部総参謀長として出征するとき、後藤に実務を託した。すなわち、児玉総督のもとで、後藤が実質的な台湾統治の責任を負うという形になったわけである⁽⁶⁾。

後藤の台湾経営では、よく知られるのは「生物学的植民地論」である。渡辺（2008）の解釈は、個々の生物の生育にはそれぞれ固有の生態的条件が必要であるから、一国の生物をそのまま他国に移植しようとしてもうまくはまらない。他国への移植のためには、その地の生態に見合うよう改良を加えなければならない。ちなみに、日本の慣習、組織、法律をそのまま台湾現地に移植しなくて、現地に適応するような植民地経営概念である⁽⁷⁾。

このような経営概念のもとで、地文学的、地理的条件を考慮し、その地方の旧慣や自治のあり方をできるだけ尊重し、科学的合理的な近代化を促すもので、道路、都市整備、築港、鉄道敷設、上下水道、樟脳や製糖、林業、鉱業などの産業を興し、病院、医学校、中央試験所などを設立して、衛生制度を整えた⁽⁸⁾。

3. 後藤新平と『台湾日日新報』について

3.1 両紙買収前の『台湾新報』と『台湾日報』の発刊

植民地統治時代の台湾に新聞という言論機関が現れたのは、1896年6月のことであった。台湾初の言論機関としての『台湾新報』の発行は、民政局文書課の草場謹太郎が「目下緊要」の案件である広報媒体（『台湾総督府府報』）を立案したことに始まった⁽⁹⁾。

当時の総督府の財政状況から見ると、広報媒体『台湾総督府府報』の独自発行と全島頒布は非常に厳しかった。ちょうどそのとき樺山総督と同郷の山下秀実が『台湾新報』への総督府令掲載につ

いて出願してきたことで、民政局は経費削減と情報伝達の普及を考慮したうえ、民間人（在台日本人）に新聞発刊を委任することにした。その後も漢文欄設置を条件に『台湾新報』を「総督府公布式」⁽¹⁰⁾に指定し、公文や報告類掲載費名目で資金援助を与えることにしたのである⁽¹¹⁾。総督府は山下の持つ販売網を利用することで、台湾全島への迅速な政策意志伝達を可能とする広報網の整備を低コストで実現し、また山下の側も財政支援を受けるとともに、公式の府令発表媒体となることで確実に購読者を確保できるという経営上の利権を得ることになった⁽¹²⁾。

一方、『台湾日報』は桂総督就任直後、台中県雲林で発生した陸軍による当地住民虐殺事件（「雲林虐殺事件」を称す、1896年6-8月）の発生が発刊の契機となった。それにより、政策当局者は欧米諸国への情報発信の不足を感じ、さらに「正しい」情報を提供する必要性を改めて認識することとなり、新たな対外情報発信媒体の成立を考慮するようになった。このような背景の下、河村隆実という軍用達商から、桂総督に対し、『台湾日報』の発行計画に関する請願があった。河村は、桂総督から総督府による『台湾日報』買上げ、総督府公布式への採用と府報掲載料支給を得たという。つまり、既存の『台湾新報』と広報の役割を分担させ、欧米系新聞の台湾報道に対抗する情報発信媒体として『台湾日報』を利用することにしたのである⁽¹³⁾。

以上の経緯のように、植民地初期の台湾においては、対内用（日本内地）の『台湾新報』、対外用（世界諸国）の『台湾日報』という兩大新聞が登場することになったのである。しかし、刊行目的が異なった両紙の紛争がやまなかったが、それについては次の章で述べる。

3.2 後藤による「御用新聞」の創立

民政局は既存の機関新聞『台湾新報』に対する支援をつづけながら、第二の新聞としての『台湾日報』に対しても部分的に支援を行うことにした。その結果、両紙の激しい競争関係が始まり、両紙記者が乱闘を行なうことすらあった。実際、両紙の相克は、総督府からの資金援助の差だけで

なく、他の問題も存在した。まず、総督府に対する論調が異なることである。中川（2012）によると『台湾新報』の記事の特徴は総督府を代弁し、政策を説明・擁護する点があったが、一方『台湾日報』は総督府の資金援助を受けるものの、在台日本人、いわゆる民間人の意見を紙面に掲載するという姿勢を取っていた。

もう一つの理由は両紙の背後の藩閥関係である。山下秀実が発行する『台湾新報』は、初代総督の樺山資紀（薩摩出身）と深い関係があったので、薩摩派の言論機関と見なされた。つまり、樺山が薩摩系の山下秀実の新聞事業に力を入れ、台湾全島への政策伝達環境を整えたのである。ところが、新たに総督に就任した桂総督の意向にそって、長州系の河村隆実の手で『台湾日報』が生まれた。

『台湾新報』と『台湾日報』両紙の紛争を解決するため、1898年5月、後藤新平は、「上意下達官民意思疎通の急務」を感じ、速やかにこの両紙を一つにまとめなければならぬと考えた。そこで、当時後藤の指示を受け、旧知の守屋善兵衛が『台湾新報』、『台湾日報』両紙の買収に乗り出した。そこで、1898年5月1日、総督府の機関新聞として『台湾日日新報』を創刊することとなった⁽¹⁴⁾。

3.3 全台同一言論機関の整備

『台湾日日新報』初代社長の守屋善兵衛は台日報の創刊20周年記念号で「創刊の回顧」という題目を以て、同一言論機関環境の整備経緯について論じている。

『台湾日日新報』は、『台湾新報』、『台湾日報』の二新聞の合併によって生まれたのである。当時この二新聞は共に総督府の機関紙でありながら逆に反目嫉妬し、紙上も常に争闘の文字を絶えず、道で揉み合うことすらあると指した。それは、後藤が提唱する「植民地新聞たる本領」という新聞理念を忘れて、台湾統治に妨害になることを指摘した。

故に、総督府民政長官の後藤が、同一言論機関環境を整えるため、台湾現地において有力な機関新聞の必要を認め、両紙買収を守屋に委任した。

そして機関紙の模範と言われる『台湾日日新報』が登場し、植民地新聞の役割を果たした⁽¹⁵⁾。この経緯について尾崎秀真⁽¹⁶⁾も次のように語った。

児玉さん後藤さんの行かれる前の台湾には、長州系の新聞と薩摩系の新聞と二種あって、代々の総督政治を助けたり、攻撃したりしていました。乃木さんの時は曾根長官の関係からして、長と薩の両方の新聞がいくらか支持していました。児玉さんと後藤さんは、総督政治のボロを内輪から火を出すようでは困るから、ぜひ新聞政策を完全にしなければならぬと言われて、31年から両派を合わせて、今日の『台湾日日新報』を創立したのです。これが非常に成功であったのですが、それでもまだ台南、台中辺りには反対の新聞があって、遠矢にかけて悪口を言っておるのがありますので、これら全部の新聞をもとめて総督直系の新聞をこしらえなければならないというので、私はその種とりに呼ばれたのです。⁽¹⁷⁾

ということで、台湾総督府民政長官に就任した後藤新平は台湾島内の言論相異は植民地政権に悪影響をもたらすと考え、「新聞統制」の必要があるとした。後藤新平は守屋善兵衛を援助し、『台湾日日新報』を創立させた。さらに『中部台湾日報』、『台南新報』の買収に乗り出した。つまり、後藤の後押しもあって当時の台湾三大都市の日刊新聞の市場は全て「台日系」に独占されることとなる。

こうした「御用紙」は官庁から直接に受けた「手当て」という実際の利益のみならず、官庁の政令を掲載する府・州報を入手するために、一般の民衆でも「御用紙」を購読せざるを得ない理由が実在している。『台湾日日新報』は、台湾総督府の『府報』と『台北州報』が付録とされたのに対し、台中を発行地とした『中部台湾日報』と台南の『台南新報』の場合は、それぞれ『台中州報』と『台南州報』と一緒に配布されたこととなった。これも『台湾日日新報』をはじめ、この三紙が『台湾三大御用新聞』と称される最大な理由であった⁽¹⁸⁾。

4. 後藤新平と台湾新聞政策について

4.1 後藤来台前の台湾新聞政策

植民地初期の台湾では、メディア政策はまだ定まっておらず、新聞出版に対する規制は比較的に厳しくなかった。その理由として、李（2002）によると、出版関係法令が頒布される以前、日本統治時代初期の台湾においては、新聞出版に関する規定は一切なく、原則的には日本内地の出版関係法令に従っていた。日本内地では、1887年に「新聞紙条例」が改正になると許可制が届出制に緩和されたが、保証金制度も府県知事の行政処分権もまだ維持されていた。1897年に発売頒布禁止などに関わる行政処分権は司法処分権に転じ、行政処分権がまた復活したのは、1909年に「新聞紙法」が頒布されてからのことであった。そこで、1895年に日本の植民地になった台湾は、1887年に改正した日本「新聞紙条例」に従い、日本と同様に「出版届出制」と「保証金制度」を取った⁽¹⁹⁾。事例として、1895年6月山下が当時の樺山総督との新聞発行について商議し総督府に出願した際、「尚ほ軍政と民政の二つに岐れてゐて新聞許可権の所在が不明で埒があかなかつた」といわれているが、最終的に新聞発行が拒否されなかったのは、出版届出制のもとでは実際に拒否できなかったからでもあったことについて李の論文も（2002）指摘した。

つまり、出版届出の資格と保証金の納入といった条件を整えば、誰もが新聞を出版できることができることのである。いわゆる統治初期の台湾言論環境は比較的自由であった。

4.2 後藤による植民地体制下の新聞政策の確立

1898年3月、第4代総督に児玉源太郎、民政長官に後藤新平が就任した。その直後の同年5月1日、御用新聞として『台湾日日新報』を創刊された。その後、後藤は『台湾日日新報』を官営化する一方、新聞関連法令の制定にも着手した。同年8月から1年半近くの間に、厳しい出版規制を課した。1900年1月24日律令第3号としての「台湾新聞紙条例」を發布し、台湾の新聞政策環境も整えた。その主な内容は、①発行許可制、②

発行前の納入義務、③「新聞掲載ノ事項」に反する行政処分、④司法処分などである。なお、「台湾新聞紙条例」は植民地初期台湾の新聞、雑誌などの出版物に関する取締りの中心的な存在であり、特に新聞の発行はこの制約を受けたのである。

①発行許可制

第一条 新聞紙ヲ発行セントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ管轄地方官廳ヲ經由シ台湾総督府ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

明確な出版関係法令が頒布されると、「出版届出制」から一転して「発行許可制」になった。ちなみに、台湾島内の新聞発行は、台湾総督の許可が必要となったから、統制色が強い取締り法令と言える。

②発行前の納入義務

第五条 新聞紙ハ其発行毎ニ先ツ台湾総督府ニ二部管轄地方官庁及び管轄地方法院検察局ニ各一部を納ムヘシ

台湾での新聞、雑誌の発行は、発行前に監察機関への納入が義務づけられた。日本内地も「納本制度」(1897年に改正した「新聞紙条例」)が規定されているが、それは、「発行と同時に」と定めていた。しかし、台湾では、「発行の前」に厳しく規制されていた。このように、総督府は、新聞記事を発行する前から一々確認し、言論統制も有効に達成するようになったことが事実である。

③「新聞掲載ノ事項」に反する行政処分

第十条 新聞紙に記載シタル事項治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ破壊スルモノト認ルトキハ台湾総督ニ於テ其発売頒布ヲ禁止シ文書若ハ口達ヲ以テ発行人ニ戒告ヲ為スモ発行人ニ於テ尚改メサルトキ其発行ノ停止ヲ命シ又ハ其許可ヲ取消スコトヲ得

新聞紙に掲載した記事内容は、治安を妨害したり、風俗を破壊したりするおそれがある場合、そ

の新聞の発売頒布を禁止し、該当発行人に対して戒告を出し、発行許可取り消し及び発行停止の行政処分を定めていた。

④司法処分

第十六条 第十条ニ依リ戒告ヲ為スモ尚改メシテ治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱セントスル事項ヲ記載シタル者又ハ第六条第七条ノ禁止ヲ犯シタル者ハ第十二条ノ禁止ヲ犯シタル者ハ一月以上六月以下ノ輕禁錮又ハ二十圓以上三百圓以下ノ罰金ニ処ス

第十七条 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ變壞シ又ハ超憲ヲ紊乱セントスル事項ヲ記載シタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ処ス五十圓以上五百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

ここで司法処分と行政処分の特徴を提示したい。新聞の販売頒布禁止という行政処分は主に新聞社に対する罰則である。それに対して、司法処分は主として人に対する処分である。例えば、「新聞掲載ノ事項」に違反する場合には、その新聞社に販売頒布禁止の行政処分に処する。またその発行人及び編集者を「禁錮」、「罰金」など司法処分に処することである。

このように、後藤の手で植民地体制下の新聞政

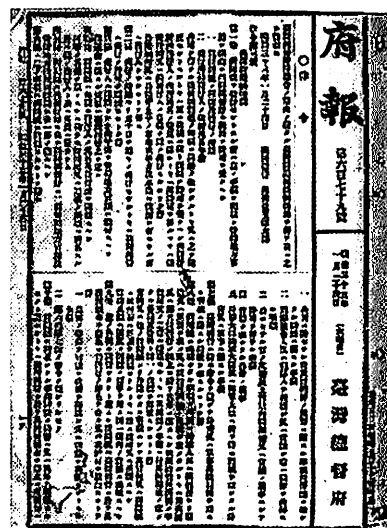


図3 台湾総督府「府報」第679号「台湾新聞紙条例」掲載(明治33年1月24日)第一面

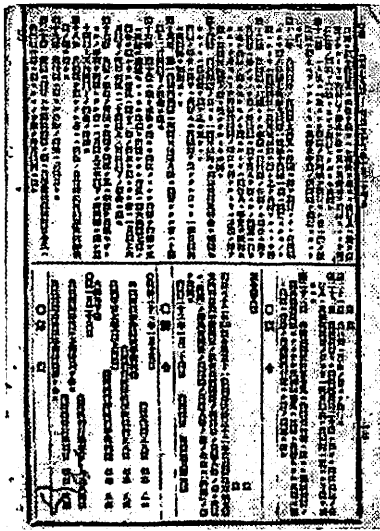


図4 台湾総督府「府報」第679号「台湾新聞紙条例」掲載（明治33年1月24日）第二面

策が確立され、台湾の新聞・雑誌出版物に関する取締り法令の整備も完了した。其の後、1917年12月に、「台湾新聞紙条例」は「台湾新聞紙令」に改正されるが、その内容は「移入紙取次人制度」を加えただけである。要するに、1945年終戦まで、台湾において刊行物に関する法令は、1900年「台湾新聞紙条例」に基づいて受け継がれることとなるものである。

5. 後藤の植民地台湾の輿論操作

1889年、後藤が台湾総督民政長官に抜擢されたのは日清戦争に臨時陸軍検疫部事務官として果たした功績によるものである。当時、「情報」という明治の新造語もこの戦争の中で使われるようになった言葉である⁽²⁰⁾。そこで、後藤新平の時代、情報とは軍事情報 (intelligence) を意味した⁽²¹⁾。また同時期に、「輿論」という言葉は、近代日本が幕府より明治維新へと歩んできた政治的過程において、政治論のキーワードの一つとして、「公論」とほぼ同じ意味で使われていた⁽²²⁾。李 (2004) は「輿論」という言葉を理念としての輿論と作り出された輿論との両方の意味合いを見出すものとして解釈する。ちなみに、ジャーナリズムという概念については、李は、輿論との関係において、一方では民衆の政治参加という理念に

おいて輿論の表出を行い、一方では民衆の代弁者として輿論の喚起を行うとも説明する。

このような時代の後藤の植民地新聞進出は、いろんな意味で台湾の新聞界に変化をもたらした。鶴見祐輔『正伝 後藤新平』第三巻の「台湾時代」では、後藤の「新聞操作」について言及している。

伯（後藤）の新聞利用は、ひとり台湾の新聞のみに止まらなかった。伯はひそかに人を日本内地に派して、常に内地の新聞を操縦せしめ、一方、中央政局内の機密を内報せしむるとともに他方、台湾統治に関する世論の喚起に努めた。

（『正伝 後藤新平』第三巻，104頁）

これについて、鈴木伊十という人物は後藤に書信を送った。その内容は、鈴木が日本内地新聞社との接触について後藤に報告したものであった。当時鈴木が『万朝報』、『日本新聞』、『帝国通信』を狙って、この三社の中、自らの人を作ろうとしていたことが書信の中に書いてあった。

主な内容は、『万朝報』には、先の『台湾日報』主筆の内藤虎次郎が入社し、台湾の事情にはやや精通しているので、かえって利用するのは不得策と鈴木が判断し、感情を害さないように交際した。日本新聞社には、鈴木と同窓友人が4名居て、匿名で通信することを口約束したので、『日本新聞』の利用は総督府のために、極めて必要があると建議した。最後、大隈重信の御用通信として『帝国通信』には、細野猪太郎という人物は通常通信のほかに、機密通信⁽²³⁾にも担当しているので、細野のような者を引っ張って自らの人にするのが極めて重要と進言した。

前述のように、後藤の新聞操作は、単に総督府の御用新聞『台湾日日新報』を作るだけでなく、密かに日本内地の新聞社にも自分の人を開発することであったことが分かった。その理由は、台湾統治策をめぐる議論は当時日本言論界で盛んで論じられている時期であるので、台湾に居る後藤が決定的な権威の植民地政権を強化するため、日本内地から台湾本島まで輿論をコントロールしようとする考慮であったと推測できる。

6. むすびに

新聞は、社会の出来事を報道するのを本来の使命とするが、輿論を左右するという社会機能をあわせ持っていると言える。しかし、植民地新聞は、一般の営利目的の新聞以上に、政治的な機能が期待されるものである。故に、植民地台湾においては、「御用新聞」は総督府の代弁機関として、総督府の政策遂行に妨げのない記事を掲載する新聞であった。それは後藤新平が考えていた「植民地新聞たる本領」、いわゆる台湾総督府のメディア政策の基調である。1900年に発布した「台湾新聞紙条例」からも、後藤の台湾輿論操作の考えを覗うことができる。まず、植民地台湾のような特別な地域においては、新聞紙の発行は台湾総督の許可を受けるという極端な取締りが加えられた。そして新聞紙に対する発売頒布禁止処分権を台湾総督が握っていたのである。このように、植民地台湾の言論と総督府の施策を一体化することは後藤が目指していたことであった。

後藤は、台湾を去って、満鉄の総裁に就任した翌年、満鉄の機関紙『満州日日新報』を創刊した。その後、内相に就任した後藤は「内務省新聞局」を構想し、さらに外相として国家的情報組織の構築にも尽くした。それは、特有の新聞操作術を利用し、台湾での「新聞統制」と満州での「新聞経営」の経験を生かし、当時の時代潮流に向き合うこととなった結果と言えよう。

参考文献

日本語文献

1. 台湾総督府編『台湾法令輯覧』、帝国地方行政学会、1918年
2. 片岡巖『台湾風俗誌』、台湾日日新報社、1921年
3. 石原幸作『台湾日日三十年史－附台湾の言論界』台北、台湾日日新報社、1928年
4. 井出季和太『台湾治蹟誌』、南天書店、1937年
5. 台湾経世新報社『台湾大年表』、南天書店、1938年
6. 国立中央図書館台湾分館編『日文台湾資料目録』、国立中央図書館、1980年
7. 黄昭堂『台湾総督府』株式会社教育社、1983年
8. 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』岩波書店、1988年
9. 台湾省文献委員会編『台湾総督府資料中訳版（第一輯）』、台湾省文献委員会、1992年
10. 台湾省文献委員会編『台湾総督府資料中訳版（第一輯）』、台湾省文献委員会、1993年
11. 伊能嘉矩『台湾文化誌（上巻）』、南天書店、1994年
12. 伊能嘉矩『台湾文化誌（中巻）』、南天書店、1994年
13. 伊能嘉矩『台湾文化誌（下巻）』、南天書店、1994年
14. 殷允芃 編・丸山勝 訳『台湾の歴史－日台交渉の三百年』、藤原書店、1996年
15. 東郷実・佐藤四郎『台湾植民地発達史』、南天書店、1996年
16. 向山寛夫著・楊鴻儒訳『日本統治下の台湾民族運動史（上）』、台日交流促進会、1997年
17. 向山寛夫著・楊鴻儒訳『日本統治下の台湾民族運動史（下）』、台日交流促進会、1997年
18. 喜安幸夫『台湾の歴史』株式会社原書房、1997年
19. 持地六三郎『台湾植民政策』、南天書店、1998年
20. 遠流台湾館『台湾小事典』、遠流出版社、2000年
21. 伊藤潔『台湾：四百年の歴史と展望』中央公論新社、2000年
22. 若林正丈『台湾－変容し躊躇するアイデンティティ』株式会社筑摩書房、2001年
23. 檜山幸夫 編『台湾の近代と日本』中京大学社会科学研究所、2003年
24. 檜山幸夫 編『日本統治下台湾の支配と展開』中京大学社会科学研究所、2004年
25. 李承機「植民地統治時代初期における台湾総督府メディア政策の確立－植民地政権と母国民間人の葛藤」日本台湾学会報第四号、2002年
26. 李承機「台湾近代メディア史研究序説：植民地とメディア」東京大学博士論文2004年
27. 林玉茹・李毓中「台湾史研究入門」汲古書院、2004年
28. 鶴見祐輔『正伝・後藤新平3台湾時代1898～1906』藤原書店、2005年
29. 周婉窈『図説 台湾の歴史』株式会社平凡社、2007年
30. 山岡淳一郎『後藤新平 日本の羅針盤となった

男」株式会社草思社、2007年

31. 御厨貴 編『後藤新平大全 正伝後藤新平・別巻』株式会社藤原書店、2007年
 32. 日本植民地研究会『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社、2008年
 33. 浅野和生『台湾の歴史と台日関係』株式会社早稲田出版、2010年
 34. 檜山幸夫 編『台湾史研究叢書 第三巻 台湾植民地達史』株式会社クレス出版、2011年
 35. 中川未来「植民地統治初期の台湾と新聞－『台湾新報』と『台湾日報』について－」メディア史研究会、2012年
- 中国語文献
36. 王天濱『台湾新聞伝播史』台北、亜太図書出版社、2002年
 37. 王天濱『台湾報業史』台北、亜太図書出版社、2005年
 38. 許世楷『日本統治下の台湾』玉山社、2006年

注

- (1) 「植民地の新聞」と言え、政治的なことを想像しがちだが、新聞は実は娯楽媒体の一つとして、また情報提供の手段として、植民地に住む日本人や現地人の人々に「文化商品」を提供したのである。結果的にそれが、政治過程や政策実行に役に立ったかもしれないが、それはいつの時代の、どこの新聞にも言えることである。この定義についての理解は、主に李相哲（『朝鮮における日本人経営新聞の歴史』2009年）に拠っている。
- (2) 「生物学的植民論」については、「植民政策はバイオロジー（生物学）である」という後藤新平が提唱した政治理念に対し、鶴見祐輔（1965）は植民地の基礎を生物学に置かれたことは明らかである。これを台湾について言えば、極端な同化主義を排撃され、放漫急進の主義を避けて、集中漸進の主義に出発し、同時に何事も科学的研究にその基礎を置かれたことについて考えてみても了解されることである。
- (3) 「阿片漸禁政策」については、日本が台湾領有直後、阿片に対する厳しい禁止政策を出したが、なかなか効果が現れなかった。一方、後藤は台湾の阿片対策は全く逆の政策を打ち出した。まず、阿片に対し、台湾総督府の専売を制定し、そして高額の入税をかけた。ただし、既に阿片中毒者のみに免許証を持たせ、この免許を持つ人のみに阿片を吸うことを認めたが、他の新規免許は発行しないことにした。そして、輸入税を段々に上げ、阿片中毒者を減らすという阿片政策である。
- (4) 「効率的な住民組織－保甲制度」は、台湾統治のために後藤は、台湾の旧慣の1つ「保甲」を利用した密度の濃い警察制度を確立した。保甲とは10戸を1甲、10甲を1保として甲長と保長をおき、保甲内の相互監視と連座制を徹底した制度であった。戸籍調査、出入者管理、伝染病予防、道路・橋梁建設、義務労働動員などがすべてこの保甲を通じてなされた。保甲は日本の台湾統治のための効率的な住民組織として機能した。渡辺利夫「後藤新平の台湾開発－日本の「開発学」の原点」環太平洋ビジネス情報 RIM、2008年、vol.8 No.29、2-3頁に参照。
- (5) 「社会間接資本の建設」の概念は、台湾の植民地経営の基礎は急速に整えられた。土地・林野・人口などの基礎調査事業と平行して多様な社会間接資本が整備された。台湾銀行の設立は後藤の着任の翌年であり、台湾銀行券の発行が開始されたのは明治37（1904）年であった。台湾貨幣が統一され、社会間接資本の建設に要する大量の資金が台湾銀行の事業公債により調達された。同前注、3頁に参照。
- (6) 御厨貴 編『時代の先覚者 後藤新平 1857-1929』藤原書店、2004年、241-243頁
- (7) 渡辺利夫 前掲、1頁
- (8) 御厨貴 編、288-289頁
- (9) 中川未来「植民地統治初期の台湾と新聞－『台湾新報』と『台湾日報』について－」メディア史研究会、2012年、vol.31、74頁。
- (10) 「総督府公布式」とは日本内地における『官報』の場合に同じく、指定された新聞への法令掲載を以て、該当法令の公布に代える制度である。この解釈について、中川（2012）の論文に引用するものである。
- (11) 同前注、74頁
- (12) 同前注、75頁
- (13) 同前注、77頁
- (14) 李佩蓉「日本統治時代初期の台湾における漢字新聞の研究：『漢文 台湾日日新報』（1905）の創刊経緯とその背景を中心に」龍谷大学社会学部紀要、2015年、147頁
- (15) 守屋善兵衛「創刊の回顧」（『台湾日日新報』1918年5月1日所収）を基づいて、筆者が現代日本語に書き直したものである。原文については1918年5月1日創刊記念号を参照。なお、本研究

において、旧字体の文献を引用する際には今日の常用漢字体に改めて書き直す。

- (16) 尾崎秀真(1874-1952), 原名秀太郎, 字白水, 號古邨, 日本岐阜県出身。初期経歴は不明, 1893年に『医海時報』の編集者, 1896年雑誌の『新少年』の主幹となり, 1898年雑誌『少国民』の主筆を務めた。1899年『報知新聞』の編集部に入った。1901年に, 『台湾日日新報』記者となり, 来台した。その後の1903年に初山逸也(衣洲)が退職後, 漢文欄の主幹となった。1922年4月まで台湾日日新報社の漢文新聞に力を入れた。
- (17) 鶴見祐輔, 前掲
- (18) 李承機「植民地新聞としての《台湾日日新報》論-〈御用性〉と〈資本主義性〉のはざま」, 《植民地文化研究》第2号所収, 東京: 不二出版, 2003

年, 170-171頁

- (19) 李承機「植民地統治時代初期における台湾総督府メディア政策の確立-植民地政権と母国民間人の葛藤」日本台湾学会報第四号, 2002年, 84頁
- (20) 御厨貴 編, 184頁
- (21) 同前注, 185頁
- (22) 李承機「台湾近代メディア史研究序説-植民地とメディア」, 東京大学大学院総合文化研究科博士論文, 2004年, 9頁。
- (23) 機密通信は, 鶴見祐輔は「御用通信なので, 政府の事情を知るのに都合がよいかわりに, 政府に不利益なことは公にしないので, その不利益な点をも通信させるようにすることである」を解釈している。